



保医発第0529001号

平成21年5月29日

地方厚生（支）局医療指導課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」（平成20年3月5日保医発第0305001号）の一部を下記のとおり改正し、平成21年6月1日から適用しますので、関係者に対して周知徹底をお願いします。

記

- 1 別添1第2章第3部第1節第1款D007の(23)中「EIA法又はECLIA法」を「EIA法、ECLIA法又はラテックス凝集比濁法」に改め、「EIA法による。」の下に「ただし、ラテックス凝集比濁法での測定は血清に限る。」を加える。
- 2 別添1第2章第3部第1節第1款D009中(5)から(22)までを(7)から(24)までとし、(4)の次に次のように加え、(8)中「(5)」を「(7)」に改める。
(5) 尿中サイトケラチン8・サイトケラチン18総量
ア 尿中サイトケラチン8・サイトケラチン18総量は、区分番号「D009」腫瘍マーカーの「7」の尿中NMP22精密測定に準じて算定する。

イ 尿中サイトケラチン8・サイトケラチン18総量は、区分番号「D002」尿沈渣顕微鏡検査により赤血球が認められ、尿路上皮癌の患者であることが強く疑われる者に対して行った場合に限り算定する。

ウ 尿中サイトケラチン8・サイトケラチン18総量は、尿路上皮癌の診断が確定した後に行った場合であっても、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料は算定できない。

(6) 「7」の尿中NMP22精密測定及び尿中サイトケラチン8・サイトケラチン18総量を同時に実施した場合は、いずれか一方の所定点数を算定する。

◎「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」(平成20年3月5日保医発第0305001号)別添1第2章第3部中

改 正 後	現 行
D007 血液化学検査 (1)～(11) (略) (12) 「22」のシアラル化糖鎖抗原KL-6、「23」のサーファクタントプロテインA (SP-A) 及び「24」のサーファクタントプロテインD (SP-D) のうちいずれか複数を実施した場合は、主たるもののみ算定する。シアラル化糖鎖抗原KL-6は、EIA法、ECLIA法又はラテックス凝集比濁法により、サーファクタントプロテインA (SP-A) 及びサーファクタントプロテインD (SP-D) は、EIA法による。ただし、ラテックス凝集比濁法での測定は血清に限る。 (14)～(19) (略)	D007 血液化学検査 (1)～(11) (略) (12) 「22」のシアラル化糖鎖抗原KL-6、「23」のサーファクタントプロテインA (SP-A) 及び「24」のサーファクタントプロテインD (SP-D) のうちいずれか複数を実施した場合は、主たるもののみ算定する。シアラル化糖鎖抗原KL-6は、EIA法又はECLIA法により、サーファクタントプロテインA (SP-A) 及びサーファクタントプロテインD (SP-D) は、EIA法による。 (14)～(19) (略)
D009 腫瘍マーカー (1)～(4) (略) (5) 尿中サイトケラチン8・サイトケラチン18総量 ア 尿中サイトケラチン8・サイトケラチン18総量は、区分番号「D009」腫瘍マーカーの「7」の尿中NMP22精密測定に準じて算定する。 イ 尿中サイトケラチン8・サイトケラチン18総量は、区分番号「D002」尿沈渣顕微鏡検査により赤血球が認められ、尿路上皮癌の患者であることが強く疑われる者に対して行った場合に限り算定する。 ウ 尿中サイトケラチン8・サイトケラチン18総量については、尿路上皮癌の診断が確定した後に行った場合であっても、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料は算定できない。 (6) 「7」の尿中NMP22精密測定及び尿中サイトケラチン8・サイトケラチン18総量を同時に実施した場合は、いずれか一方の所定点	D009 腫瘍マーカー (1)～(5) (略)

数を算定する。

(1) (略)

(8) 上記(1)にかかわらず、(7)に掲げる項目について、1つを区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料の項目とし、他の1又は2つの検査を腫瘍マーカーの項目として算定することはできず、いずれか一方のみ算定する。

(9) ～(14) (略)

(6) 上記(1)にかかわらず、(5)に掲げる項目について、1つを区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料の項目とし、他の1又は2つの検査を腫瘍マーカーの項目として算定することはできず、いずれか一方のみ算定する。

(7) ～(11) (略)